

特定保健指導業務（単価契約）に係るプロポーザル審査要領

1. 目的

この要領は、特定保健指導業務（単価契約）の契約締結の受託候補者を選定するために、提案事業者の審査方法を定めることを目的とする。

2. 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行うこととする。

- (1) 別途定める特定保健指導業務（単価契約）に係るプロポーザル実施要領（以下、「実施要領」という。）に定める資格要件を全て満たす者
- (2) 実施要領に規定する期限内に必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 実施要領により、適正に書類を作成した参加者

3. 審査委員会

審査は、別途定める「特定保健指導業務に係るプロポーザル審査委員会設置要領」に規定する特定保健指導業務に係るプロポーザル審査委員会（以下、「委員会」という。）が実施する。

4. 審査の方法

- (1) 委員会では、提出された企画提案書等とプレゼンテーション（質疑を含む）の内容について、審査基準に基づいて審査を行う。
- (2) すべての参加者の審査の終了後、各審査委員の審査結果（得点）を集計し、最高得点者を受託候補者として、次順位の者を次点者として選定する。
- (3) 審査の結果、総合得点が最高点の者が同点で2者以上ある場合は価格に関する評価点が高いものから順に候補者と次点者を選定する。

5. 審査基準

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は別表1のとおりとし、各審査項目に関する採点基準は審査委員会の合議により定める。

別表 1

評価項目		評価のポイント	配点
① 業務提案内容 ・業務提案書	対象者の特性の把握	国民健康保険の被保険者が対象であることと、市の特性を考慮した企画があるか	5
	利用勧奨の内容	利用申し込みの状況に合わせて、案内文書の内容変更などの柔軟な対応ができるか	7
		利用勧奨のノウハウが充実しているか、また申し込みを増やす工夫があるか	9
	利用勧奨の実施スケジュール	利用勧奨は、初回面談開始までスピード感をもって実施できるか	8
	対象者の生活習慣を変化させる工夫	対象者の生活習慣を変化させる工夫が有効かつ妥当なものか	11
	対象者の特性に合わせた指導の例	対象者の特性に合わせた指導が実施できるか 情報通信技術を活用した遠隔型の特定保健指導を実施する場合、体制（機器、アプリケーション、指導に従事する者の習熟度、対象者へのフォローなど）が妥当か	9
	支援終了後の行動継続につながる工夫	支援終了後の行動継続につなげる工夫が有効かつ妥当なものか	7
	脱落者防止策	指導実施中の脱落者発生防止について、効果の見込める取組を提案しているか	9
	事故対応、苦情対応	適切に事故対応や苦情対応ができる対応策がとられているか（窓口、手順、連絡体制等）	5
②プレゼンテーション	説明力	企画提案の説明、質疑応答における説明力は十分か	6
③業務体制・業務実績 ・様式3、4	業務体制	担当者の状況（資格、経験、研修受講歴等）と業務執行体制は妥当か	7
		業務遂行に必要な実績があるか	6
④費用	経費見積	業務に見合った適切な経費であるか	11
評価合計			100